

# 小作争議の府県パネルデータ分析\*

——1915～29年日本の労働市場と農業再編——

有本 寛<sup>†</sup>      坂根嘉弘<sup>‡</sup>

平成 19 年 7 月 15 日

---

\* 本稿の執筆にあたって、東京大学大学院農学生命科学研究科応用経済学セミナー（2007年5月11日）、第76回社会経済史学会全国大会（創価大学、2007年5月26日）出席者から貴重なコメントを頂いた。また、伊藤順一氏・松本武祝氏・岡崎哲二氏・大門正克氏からは個別に意見を頂いた。記して感謝したい。

† 日本学術振興会特別研究員 PD / 東京大学大学院経済学研究科。Email: earimoto@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp

‡ 広島大学大学院社会科学研究所。Email: ysakane@hiroshima-u.ac.jp

## 1. はじめに

第1次大戦後の日本では、農地の約5割が貸借され、農家のうち約7割が少なくとも経営面積の一部を借り入れており、農地貸借市場は高度に活性化していた<sup>1</sup>。ところが1920年代から30年代にかけて、小作料や小作地の貸借権などを巡る小作争議が全国で多発して社会問題化し、農地市場は動揺する。小作争議がなぜこの時期に、どのような理由で発生したのかは、多くの農業史・経済史家の関心を集め、優れた事例研究が蓄積されている。本稿はそうした蓄積に、府県レベルの定量的な検証を加えるものである。

本稿の課題は、小作争議がなぜこの時期に、どのような理由で発生したのかを、農外労働市場の拡大と農地市場の連関のなかで、定量的に検証することである。小作争議そのものは、農地貸借市場における地主・小作農間で発生するため、その発生要因の直接的な説明には、農地市場の性質や契約の内容、交渉過程をマイクロレベルで明らかにする必要がある。しかし、本稿は分析の範囲を広げ、農業を取り巻く外部環境との関わりを重視し、第1次大戦を起点とした労働市場の拡大という、いわば小作争議が発生する前提条件ないし社会経済的・歴史的な背景をマクロ的に捉えることで、経済発展という歴史的な過程のなかで小作争議を把握していきたい。

本稿は、第1次大戦から1920年代の農業部門にみられた、中農標準化などの農業再編の過程と小作争議の多発が、労働市場の拡大を起点として有機的に進行したと考える。労働市場が拡大し、賃金の上昇と雇用機会の増大が進むと、農家の農業経営の機会費用が高まる。すると、農家は労働力を農外部門へと配分し、農業部門（特に小作部門）を縮小するため、小作地が返還・放出され、農地市場における小作地需要が下がり、小作料も低下する。この小作料の調整過程に摩擦が生じたときに、小作争議が発生する。一方、小作料が十分下がれば、農業経営の機会費用に見合うだけの農業収益を得られるようになり、なかには小作地を集積して規模を拡大する農家が現れる。このような、大規模経営の縮小と、小規模経営の規模拡大が重層的に進行し、中規模の農家の実数・比率ともに主流となる農業再編の過程が中農標準化である。本稿は、こうした一連の過程について、府県レベルのパネルデータを用いて定量的に分析し、労働市場の拡大が（1）米作付率の低下に見られる農業の衰退につながったこと、（2）小作争議を発生させたこと、（3）小作料の下落を促したことを示す定量的な証拠を発見した。

小作争議の発生を労働市場と関連づける見解は、経済史・農業史の分野ではほぼ定着している。暉峻（1970）は、小作経営における「費用価格」（「C+V」）の形成過程を労働市場や農産物市場を基準に歴史段階的に捉え、小作農民の価値（「V」）意識化の過程として小作争議を把握した。この「費用価格」論にはマルクス主義経済学特有の価値レベルの議論

---

<sup>1</sup> 加用信文監修（1977）『日本農業基礎統計』によれば、1920年の小作地率は46.3%（田：51.7%，畑：40.8%），自小作・小作農家比率は69.3%である。

がつよく含意されていたが、これを批判し、価格次元に純化して、小作争議を機会費用として理解すべきことを主張したのが坂根（1990）であった。したがって、小作争議を本来あるべき社会的な「V」水準回復運動と理解した「費用価格」論に対して、坂根は代替的雇用機会で得られる最善の収益の獲得として小作争議を理解したのである<sup>2</sup>。また、宮本・ヤマムラ（1981）は全国および東西日本の地域別の時系列データを使って小作争議の「激化度」を回帰した定量分析を行った。全国および東西日本の地域別データを利用してのことから、分析の単位が広いという問題点があるとはいえ、それまで個別具体的な分析から提示されたさまざまな争議の発生要因を定量的に検証し、その一般性を評価したことは、マクロ経済環境の変化のなかに小作争議を位置づけるうえで重要な貢献である。一方、農業再編の一形態としての中農標準化は栗原（1943）によって発見され、須永（1968）や清水（1987）がこれを労働市場と関連づけて説明した。本稿でも、これらと同様の労働市場視点から分析を進めたい。

本稿の貢献は、第 1 に、これまで記述資料に基づき、個別事例ごとに論証されてきた労働市場と小作争議との関連の一般性を、府県パネルデータを用いて定量的に検証したことである。全国もしくは東西日本の地域別データを用いた宮本・ヤマムラ分析よりも詳細な府県レベルのパネルデータを用いることで、府県ごとの特性を反映した、より精度の高い分析が可能となる。第 2 は、これまで労働市場と中農標準化・小作争議それぞれの間の関係性については指摘されてきたが、本稿では小作争議を労働市場の拡大を起点とした農業再編の一局面として、それらを統合的に位置づけたことである。このような枠組みによって、小作争議を経済発展というより大きな文脈で捉え直すことができる。経済発展の過程では労働市場の拡大という社会経済的な変化が一般的に観察されるが、それに呼応して農業部門の土地・労働市場がどのように機能し、結果としてどのような資源の再配分がなされ、農業がどのように再編されるかは、その後の産業としての農業のあり方や、農業がおかれた社会経済環境の性質を理解するうえで重要である。

本稿の構成は次の通りである。次節では、労働市場の拡大に対して農家がどのように対応するかを理論的に考察する。第 2 節では、農外労働市場の拡大を定量的に把握する。第 3 節はそうした労働市場の拡大が農業の軽視と農地需要の低下につながったことを示す。第 4

---

<sup>2</sup> 小作争議の理解としては、小作争議を農民的小商品生産と地主的土地所有との矛盾という視点から捉える伝統的理解があるが（栗原（1949）、西田（1968）など）、(1) そもそも「農民的小商品生産」なる概念の内容が明確でないこと、(2) それを農業生産力向上と農産物商品化の進展、あるいは商業的農業の発展と理解したとしても、それが何故小作争議発生につながっていくのか、その論理的展開が不明であること、(3) また、論理的展開は別にして、とりあえずは、それを定量的に検証するにしても、商品化の変数を府県間・時系列に取り難いこと、以上から本稿では「農民的小商品生産」論を取上げていない。なお、「機会費用」論がでるまでは、小作争議を論じた多くの論稿が「費用価格」論を採用していたが、かつて「費用価格」論で立論していた論者も近年では「機会費用」論に転じるなど、最近では「費用価格」論にたつ論者はみられなくなった。本稿で、「機会費用」論に焦点を絞る理由の一つである。

節は小作争議に関する定量分析の結果を示し、第 5 節ではそれが小作料の下落を促し、中農標準化や自作専業化という農業再編へとつながったことを論証する。最後に第 6 節では、定量分析上の限界と問題点について触れつつ、議論と結果を要約する。

## 2. 労働市場の拡大と農家行動

本節では、労働市場の拡大に対して、農家がどのような労働力配分の対応を行い、その結果、どのような土地の再配分が起こり得るかをミクロ経済学的に考察する。

### 2.1. 農家の労働力配分モデル

農業部門と農外部門の 2 つの経営部門を持ち、効用最大化を目的に各部門に固定の総労働力  $\bar{L}$  を配分する農家を考える<sup>3</sup>。農家の効用は、総所得（農業所得＋農外所得）と農家存続の規範に表れる規範的要因によって構成されると仮定する。規範的要因は、当時家制度が色濃く残っており、家名・家産・家業の存続を志向する規範に基づき、家産である農地を耕作することで家業である農業を継続するという行為に一定の価値が置かれていたことを考慮するものである。具体的には、農家としてより多くの耕地を耕作するという行為から、規範的・心理的な効用を得ると仮定することで定式化する。

簡単化のため、所有する自作地はすべて耕作し、農家は総労働時間  $\bar{L}$  の 2 つの部門への配分と、借り入れる小作地面積  $A^R$  の調整によって、効用最大化を達成する農家の最適化問題は、

$$\begin{aligned} \max u(y, A^O, A^R) \\ \text{s.t. } y = pf(A^O + A^R, L) - rA^R + w(\bar{L} - L) \end{aligned}$$

と書ける。ここで、 $u(\cdot)$ ：効用関数、 $A^O$ ：自作地面積、 $A^R$ ：小作地面積、 $y$ ：総所得、 $p$ ：販売米価、 $r$ ：面積当たり小作料、 $f(\cdot)$ ：農業部門の生産関数、 $w$ ：賃金、 $L$ ：農業労働時間、 $\bar{L}$ ：総労働時間、である。

最適化の 1 階条件は、

$$\begin{aligned} pf_L &= w, \\ pf_A &= r - u_A / u_y \end{aligned}$$

となる（ $f_L, f_A$  はそれぞれ労働と土地の限界生産性を表す）。1 つ目の条件より、賃金  $w$  が上がると、農業労働投入  $L$  が下がる。一方、賃金  $w$  の上昇は直接的には小作地需要  $A^R$  に影響しないものの、生産関数上、土地と労働が補完的であれば、 $L$  の減少に伴って土地の限

<sup>3</sup> 所得最大化ではなく、効用最大化を目的とすることから、ここでの議論は農家の主体均衡を扱うことになる。農家の主体均衡については、中島（1983）、黒崎（2001）、友部（2007）を参照。なお、主体均衡分析では、一般的に労働力の供給について余暇を考慮するが、ここでは労働市場の拡大が小作地需要に与える影響に焦点を当てるため、簡単化のために余暇は考えず、固定の総労働力をすべて供給すると仮定する。

界生産性  $f_A$  小さくなるため、2つ目の条件から小作地需要  $A^R$  も下がる。したがって、賃金  $w$  の上昇は間接的に小作地需要  $A^R$  の需要を低下させる。ただし、農家存続の規範からの効用（小作地を耕作することから得る効用）だけ、小作地需要の低下に歯止めがかかる。つまり、小作地を追加的に借り入れることの経済的な機会費用は小作料  $r$  であるが、耕作そのものからも効用を得るため、実質的な機会費用は小作料からこれを差し引いた  $r - u_A / u_y$  となるのである。

以上の分析から、(1) 農外賃金の上昇は農業労働力の流出と小作地需要の減少を促すが、(2) 各農家が持つ農家存続の規範によって、その減少には幅が生じる、ことが示された。

## 2.2. 小作料の調整と小作争議

前項の分析のように、第1次大戦期からの賃金の上昇が小作地需要の減少を促したとすれば、農地市場では小作料が下落調整されるであろう<sup>4</sup>。小作料の下落調整が円滑に進めば小作争議は発生しない。また、仮に小作料が十分下がらなかった場合でも、小作農は理論的には、ただちに小作部門を縮小して有利な農外部門へ労働力を配分すればよいはずであり、そのときはやはり争議は発生しない<sup>5</sup>。したがって、労働市場の拡大を背景とした小作地需要の変化が、小作争議の発生へと接続されるためには、もう一段の推論を挟むことが必要となる。

労働市場の拡大が小作争議の発生を促す重要な要因のひとつは、農外部門が経済的に有利化するにつれて農業縮小の誘因が高まる一方で、先に述べたような農家存続の規範が安易な離農を戒め、農業や農地へ執着させたからだと考えられる。

労働市場の拡大を受けて、小作農は土地返還をちらつかせて小作料減額を要求した。しかし、小作料を下げなければ土地を返還するという脅しは農家存続の規範により、信憑性がなかった。その際の小作農の見かけ上の機会費用は、小作経営の代わりに労働市場で得られる賃金であり小作料であったが、実際には農家存続の規範から生ずる効用上の心理的な費用が存在したと考えられる。小作農が小作経営を縮小して農外賃金を得るときには、家業を縮小するという費用を伴うため、小作農の真の機会費用は賃金や小作料から家業縮小の効用上の損失を引いたものであり、実際は家業を維持する効用分だけ小作料を上乗せして払ってもよいと考えている<sup>6</sup>。同じ農村生活者としてこのことをある程度感得していた

<sup>4</sup> 中島（1983, p.244）は、農地市場に適切な仮定をおくことで、賃金の上昇が地代を低下させることを理論的に示している。

<sup>5</sup> 争議が多発するかわりに土地返還が進行した事例としては、神奈川県が挙げられる（平野, 1995; 八田, 1997）。その背景には、造船業の発達や震災復興による労働市場の急拡大があった。

<sup>6</sup> 同様に、地主にとっての地主経営の機会費用は、小作地を売却した資金を代替投資機会に投資して得られる利回りである。しかし、それには家産の売却という費用を伴う。したがって、地主の真の機会費用は、代替投資機会の利回りから家産売却の効用上の損失を引いたものであり、家産を維持できる効用分だけ、代替機会の利回りよりも小作料を下げて

地主は、容易には小作料の減額を受け入れず、小作農が農家存続規範に照らして離農しない範囲で許容する、ぎりぎりの小作料水準を探るべく摩擦的な小作料交渉を展開し、それが、小作争議として発現するのである<sup>7</sup>。もっとも、このような真の機会費用は私的情報であり、当事者以外は観察が困難であった。

### 3. 労働市場の拡大と農業の衰退

#### 3.1. 労働市場の定量的把握

第1次世界大戦による大戦ブームとその後の戦後景気により、労働市場は急拡大した。労働市場の急拡大は農村を巻き込んで展開し、都市近郊から始まった「農民ノ職工化」を全国に押し広げていった。労働条件は改善され、1918年の米騒動後は実質賃金も上昇した（武田，1985）。この第1次大戦を契機とした労働市場の急拡大が農業の衰退と再編を促すことになる。

本稿では、農外労働市場の拡大を定量的に把握する指標（労働市場変数）として「非農家率（農家戸数／現住戸数）」と「兼業農家率（兼業農家戸数／農家戸数）」を用いる。非農家率の増加は、域外からの流入や脱農によってもたらされ、農外労働市場の拡大を反映すると考えられる。兼業農家率の上昇も、兼業が農外就業を反映しているならば、労働市場の拡大を表す。データは、現住戸数は農商務省『農事統計表』を、兼業農家戸数などは加用（1983）『都道府県別農業基礎統計』を用いた。いずれも前後の年や合計値との齟齬がある場合には、もっとも適当と思われる数値に修正した。

図1で、両指標の北海道と沖縄を除く全府県の動向を確認しよう。非農家戸数は関東大震災が起きた1923年を除き、一貫したスピードで増加している。これに対して総農家戸数は、約550万戸でほぼ一定している。兼業農家戸数は1920年まで低下して反転し、1924年を期に再び減少する。このような兼業農家戸数の動きと労働市場との関係は必ずしも明らかではない。しかし、表1に示すように、1915～1929年の府県パネルデータを用いて、府県ごとの時系列方向の変動を説明する固定効果推計からは、「自作率（自作戸数／農家戸数）」が上がると兼業農家率が有意に下がるという結果が出ており、1924年以降の減少の一部は農家の自作专业化を反映しているようである。

---

よいと考えている。

<sup>7</sup> 戦前日本にはさらに、農地市場の価格メカニズムを攪乱する要因として、農家の生存は保障し、モラル・エコノミーを維持することを目的とした、むらによる小作料の規制が存在した。それは、小作料の上限を規制し、そのもとでむら並の小作料相場が実現した。そのようなむら並みの小作料への収斂は、それが生存保障を制約条件とした上限小作料ではなく、小作地需給の均衡小作料であれば、市場メカニズムによる調整と理解できる。しかし、小作料の下落局面では、小作農の生存保障の制約条件が有効になることはないため、以下の分析では特に留意する必要はない（もし規制が発動するとすれば、地主の生存保障のために、小作料の下落を制限する）。

非農家率と兼業農家率は、労働市場の拡大について就業機会を捉えているが、賃金水準も密接に反映しているのだろうか。賃金の府県パネルデータは得られないが、1922年については帝国農会調査<sup>8</sup>の各種農業賃金が府県別で得られるため、相関を検証することができた。労働市場変数と賃金の相関係数行列を示した表2によれば、「脱農率（1917～22年の農家戸数の変化率）」および非農家率と農業賃金の間には、おおむね有意な正の相関がみられる。しかし、兼業農家率については、稲作期の賃金などとの間に正の相関がみられるものの、全体的には明確な相関関係は確認できない。この結果から、非農家率と兼業農家戸率が労働市場の拡大を反映しているとすれば、両者の間には何らかの質的な違いがあるものと考えられる。

以上のように、労働市場の拡大を把握する変数として、資料上は非農家率と兼業農家率を作成できる。しかし、兼業農家率については、(1)「兼業」の定義が不明であること、(2)同一府県内で時系列方向にみる場合には、労働市場の拡大を反映する一方で、自作化傾向から負の影響を受ける、という問題がある。専業・兼業の区別が明確に意識され調査されるようになったのは、1938年の農林省による『全国農家一斉調査』以降であった<sup>9</sup>。それまでは専兼業区分には何ら明確な統計的規定は与えられておらず、「多分にその地方の通念によって調査が行われていた」のである<sup>10</sup>。すなわち、兼業の定義は、府県によって農家の副業が異なり、何を兼業とみなすかが相違する一方で、同一府県内では、副業形態はそれほど変わらないと考えられるため、時系列方向の定義の変更は大きくないであろう。したがって、兼業農家率は、府県間での比較は困難であるが、自作化傾向の影響を無視すれば、府県内の時系列方向では比較可能性であろう。そこで、以下では主に非農家率に注目し、兼業農家率について、特に府県間で比較する場合には、参考程度に参照することにした。

### 3.2. 機会費用の騰貴の影響

労働市場の拡大は、2.1.で示したように、理論的には農業労働力の流出と農地需要の低下をもたらす。ここでは、記述資料に基づきその実態を確認しておきたい。

農商務省（1922）『小作争議ニ関スル調査（大正11年）』は、小作争議の原因や実態を府県レベルでとりまとめた調査だが、そこには労働市場の拡大が農業経営の機会費用を高め、小作争議の発生の遠因となったことが記されている（表3）。その記事によれば、副業や商工鉦業が盛んとなり、賃金が高騰、農業の利益が相対的に不利化し、副業や農外へ出稼ぎに出る者が増加するなどして、農業労働力が不足し、農業を軽視、農業を棄てる小作農が続出し、その結果、小作料交渉においても小作人の交渉力が強まるといった事態が観察された。小作人は不作を契機に小作料減免を要求するものの、それは「偶々小作人ノ主張ニ動機ヲ与ヘタルニ過キ」ず、真意は「農業其ノモノカ他ノ職業ニ比シテ利益甚タ少シトノ観

<sup>8</sup> 帝国農会（1923～1924）「農業雇労働調査」（一）～（五）。

<sup>9</sup> 農林大臣官房統計課編纂（1941）。

<sup>10</sup> 加用（1955）、p.53。

念」にあった（福岡県）。神奈川県では、小作経営が不利化し、「昔ヨリノ情誼ニ絡マレ義理ニ小作シ居レハ自己ノ生計樹タストナシ漸次土地返還ヲナス」者が続出して、土地返還が進み、地主は返還された土地を自作しようにも労力が足らず、「小作料ハ何程ニテモ宜シキ故小作シ呉レト無理ニ頼」むという事態に至っては、小作料の交渉力が小作農側に完全に移転している。

労働市場の拡大に伴って小作農は小作地を返還し、労働力をより有利な農外労働市場へとシフトさせていった。土地返還の面積と理由が判明する帝国農会による1926年度の調査によれば、返還面積の約半数（47.2%）が「土地所有権者移動」であるが、約1/4（24.2%）が「収支不償」、「転業」、「離村」、「経営労力ノ変動<sup>11</sup>」などの機会費用の高騰を理由とした（表4）。このような事態については、大阪府（田崎，1988）や神奈川県（平野，1995；八田，1997）などで個別研究がある。

こうした労働市場の拡大は、兼業や副業を通して農家行動に影響を与えるようになる。農商務省農務局（1922）『地方副業主任者会議要録（大正十年九月開催）』からは、第1次大戦期の好況に支えられた副業の好調が、農業に支障を来たしていたことが判明する（表5）。以上のように、第1次大戦来の労働市場の拡大は、農家の労働力の配分を変え、農地需要の低下を招き、農業の再編を促したのである。

労働市場の拡大や副業の好調が農業本業に支障を来したことは、「米作付率（米作付面積／田面積）」を指標に定量的に検証できる。米作付率の低下は農業の相対的な不利化による耕作放棄、ないしは農業の軽視の傾向を反映していると考えられる。表6に、1915～29年の期間で、米作付率を労働市場変数で回帰した固定効果推計の結果を示す。府県内の時系列変動についてみた推計式（1）～（3）では、非農家率や兼業農家率の係数が負であり、特に前者では有意であることから、労働市場の拡大に伴い米作付率が下がったと言える。同様の傾向は、年次を固定して府県間の変動についてみた推計式（4）～（6）の推計結果において、非農家率が高い府県ほど米作付率が低いことから確認できる。このように、労働市場の拡大は農業の衰退と軽視を招いたのである。

### 3.3. 機会費用の動向

農業経営の機会費用が高く、農業労働力の流出が予想されるのはいつごろだろうか。農業労働力の流出と小作地需要の低下、そして小作争議の発生が見込まれるのは、労働市場における賃金所得が農業所得よりも相対的に高くなる時である。図2は、賃金と農業所得との比率の推移を示している。賃金の指標としてここでは大川ほか（1967）『長期経済統計8：物価』の「農業日雇賃金（男）」を採用し、農業所得は「農業粗収益」（大川ほか（1966）『長期経済統計9：農業』の「農業生産額」を加用（1977）『日本農業基礎統計』の農家戸数で除したもの）と農林省農林経済局統計情報部（1974）『農業経済累年統計』の「農家農

<sup>11</sup> 経営労力の変動には、労働力の一部を農外に放出するものと、ライフサイクルによるものが考えられる。ここでは前者を重視して、機会費用的な要因に含めた。



業所得」の2系列を利用する（前者は農業経営費を除いていないことに注意）。なお、ここでの目的はあくまで、どの時期に機会費用争議が相対的に発生しやすかったのかを把握することであり、農外賃金と農業所得の相対比の時系列変化に注目する<sup>12</sup>。

図2によれば、「農業粗収益」系列の賃金・農業所得比はおおむね1921年から1932年ごろまで高位で推移しており、この時期に機会費用争議を想定できそうである。一方、「農家農業所得」系列は、1931年以降は「農業粗収益」系列とほぼ平行に推移するものの、1920年代は低めである。これは、『農家経済調査』の農家農業生産額が農家当たり農業生産額よりも高めに推移しているからである。その要因は、1920年代の農家経済調査対象農家戸数がかなり少なく、かつ階層的に上層に偏っていたためと考えられる（調査対象農家戸数・その平均経営面積は、1921年67戸、1.4町、1925年51戸、1.8町、1929年69戸、1.6町、1931年266戸、1.1町）。したがって、1931年に農家経済調査の調査戸数が大幅に増加するまでは、この系列は安定的ではない。1930年代の「農家農業所得」が「農業粗収益」でみた農業所得とほぼ平行に推移することからすると、1920年代も「農業粗収益」でみた農業所得で賃金・農業所得比をみるのが妥当であると思われる。

「農業粗収益」でみた賃金・農業所得比をみれば、1925年前後に米価上昇により賃金・農業所得比がやや低下したのを除けば、1921年から1931年ごろまでの間に一貫して高い水準にあったことが理解できる。つまり、1920年代は第1次世界大戦時に高騰した賃金が高止まりするのに対して、農業所得は1920年恐慌による急落後、1925年前後を除いて低位基調にあり、その結果賃金・農業所得比が高まり、機会費用争議が起こりやすい環境が形成されていた。1930年代は世界恐慌の影響で賃金と農産物価格がともに急落するが、相対的には賃金の下落の方が激しかったために賃金・農業所得比が低下し、農業が相対的には有利化した。このため、1920年代に比べれば機会費用争議は想定しにくい状況となっている。ただし、賃金も農業所得も共に下がったことで絶対的な所得も下がり、生活防衛的な争議の発生が起こりやすくなったといえる。

以上の観察より、本稿では機会費用の騰貴による小作争議が想定できる時期として、第1次大戦期～1920年代に分析の対象期間を限定する。小作争議の件数から言えば、1930年代中葉がピークであるが、その時期については労働市場の拡大と機会費用の高騰に基づく説明よりは、不況や自然災害を背景にした所得の下落による生活防衛的な説明のほうが有効であると思われる。ただし、1930年代後半以降は農産物価格も持ち直し、戦時体制下で労働市場も急速に拡大するため、経済環境としては、機会費用的な争議は想定しやすくなる。

## 4. 小作争議発生要因の定量分析

労働市場の拡大を起点に小作地需要が下がると、小作料も下落すると予想される。しか

<sup>12</sup> ここでは、便宜的に農業日雇賃金を330倍して年間換算しており、この相対比の絶対値自体には意味はない。

し、地域によっては農地市場における小作料の調整がスムーズに進まずに摩擦が生じ、小作争議へと発展した。小作争議は、1920年代と30年代で性質が異なっている。1920年代の小作争議は西日本に多く、農業集落を範囲とした集团的争議が主であり、小作料減額が争点であった。また、機会費用の高騰を受けて小作攻勢的であり、小作料水準の低落を促した。一方、1930年代に入ると、発生地域が東北へと移り、個別的で小規模な争議が多発するようになる。土地取り上げや小作権を巡る土地争議が多く、これは恐慌とその後の不況を背景とした生活防衛的な様相を反映している。

ここでは、2.1.、2.2.の理論的な検討に基づき、労働市場の拡大と争議の発生の関係を定量的に検証する。対象期間を、小作争議件数のデータが得られる1917年から、機会費用の高騰による争議が想定できる1929年までとし、この間の府県パネルデータを用いた固定効果推計を行う。小作争議件数は、農林省農務局の『小作調停年報』と『小作年報』のデータを採用し、自小作・小作千戸当たりで規準化して、「争議指数」とした。小作争議は、機会費用に対する農業収益が相対的に下がるほど起こりやすくなる。農業収益を捉える変数として米反収、米価、繭価<sup>13</sup>を説明変数に加え、機会費用を捉える変数として、非農家率と兼業農家率を用いる。

推計結果を表7に示す。まずパネルAの府県内の時系列変動に関する推計結果をみると、米反収は負で有意となっており、不作の年には争議が増えることが分かる。また、米価と一部推計では繭価も負で有意となっており、農産物価格の下落も争議の発生要因であったと言える<sup>14</sup>。一方、非農家戸数と兼業農家は正で有意であり、労働市場が拡大すると争議も増える傾向が確認できる。また、年次を固定し、府県間の変動を利用したパネルBからは、反収が高く、非農家率が高い府県ほど争議も多いという結果が得られた。

これらの結果は労働市場が小作争議の要因となったことを示唆するものの、地域ごとに労働市場やその拡大に固有の特徴を持つ可能性がある。労働市場変数と近畿・東北の地域ダミーとの交差項を説明変数に加えた推計結果(パネルBの推計式(4)～(6))によれば、近畿において労働市場の拡大が争議発生に強く影響したことがうかがえる。同様のことは、近畿と東北それぞれの府県だけを取り出した推計でも確認できる(表8,表9)。近畿では、労働市場変数の係数が有意に正であり、労働市場の拡大が小作経営の機会費用を高め、小作争議へと至ったことが示唆される。一方の東北では労働市場変数は有意ではなく、機会費用の高騰によって争議が起きたとは言えない。これは、東北でそもそも争議件数が少ないということ、そして労働市場がそれほど大きな拡大をみなかったことを反映していると考えられる。

<sup>13</sup> 米価と繭価については、府県間で比較可能なデータが得られないこと、当時すでに農産物市場が全国的に統合されており、府県間の価格差が大きいと考えられることから、大川ほか(1967)『長期経済統計8:物価』の全国値を全府県に一律に割り当てた。

<sup>14</sup> 西田(1968)は、農民的小商品生産の進展に高米価という条件が加わると小作争議が発生するとしている。その論理は必ずしも明確ではないが、ここでの推計結果は逆に米価が下がると争議が発生しやすいことを示している。

このように、地域差がみられるものの、全体的には機会費用の高まりが小作争議の発生要因となったとする説と整合的な推計結果が得られた。

## 5. 小作争議と農業の再編

以上のように、第 1 次世界大戦以来、ときどきの不況を挟みつつ労働市場は拡大した。そのことは農業経営の機会費用を高め、農業労働力の流出と農地需要の低下を招き、地域によっては小作争議という摩擦を伴いつつ、小作料を下落させた。このように、労働市場の拡大は手余り地の増加と小作料の長期的な下落を引き起こし、労働力と農地の再配分を通して、農業の再編を迫った。

### 5.1. 小作料の下落

表 10 は、1921～29 年を対象とした府県パネルデータに基づく田小作料水準の固定効果推計の結果である。小作料データは『田畑売買価格及小作料調』<sup>15</sup>を用いた。同一府県内の時系列変動をみたとき、非農家率や兼業農家率が上がると小作料が下がる傾向が確認できる。労働市場の拡大が農業労働力の流出を誘発し、小作地需要を低下させた可能性が示唆される。また、説明変数に前年の小作争議指数を含めた推計では、その係数が負で有意であることから、小作争議が小作料をより下落させる要因となったことが確認できる。説明変数に前年の小作争議指数を含めた場合、非農家率・兼業農家率の係数は負ではあるものの有意性を失ったが、これは労働市場変数と小作争議指数が高く相関していることから生ずる多重共線性の影響が疑われる。

小作料水準は地域の生産力によって異なると考えられるため、年次を固定したときの、府県間の単純な比較はできないが、参考までに表 10 のパネル B の結果を確認しておこう。まず反収については正で有意となっており、生産性が高い府県ほど小作料が高い。労働市場変数のうち非農家率については、それが高い府県ほど小作料が低くなることが確認でき、本稿の想定と整合的である<sup>16</sup>。

以上の結果をまとめると、非農家率の上昇に表される労働市場の拡大が、小作料を下落させる傾向が確認できた。さらに、小作争議の発生も小作料下落に拍車をかけたと言える。

### 5.2. 農業の再編：中農標準化と自作専業化

労働市場の拡大という環境変化に対して、農業労働力の流出と農地需要の低下をみた農業部門では、その後どのように農地が再配分され、産業としての再編が進んだのだろうか。

---

<sup>15</sup> 日本勸業銀行調査部（1946）。

<sup>16</sup> 兼業農家率の係数をみると、逆に負で有意である。しかし、先に指摘した府県間の比較可能性の問題があるため、兼業農家率が高い府県ほど小作料も高いという解釈はとり難い。

まず農家の経営規模について、短期的には農業労働力の流出に伴い、土地返還などによって経営規模が縮小すると考えられる。大農は賃金の高騰により年雇労働力の確保が困難となり、家族労働力で成立する中農まで落層し、中小農も農外へ労働力をシフトする過程で経営規模を縮小するであろう。しかし、このような農地需要の低下は長期的には小作料や地価の下落をもたらす、それが十分に進めば、労働市場の賃金に対する農業の優位性も改善される。そうすると、中長期的には放出された小作地を集積して規模拡大する農家も現れるであろう。中農標準化は、このような短期的な大農の落層と、長期的な中小農の規模拡大が重層的に進行する過程である。

農地の再配分と農業の再編は、小作地の自作地化という方向でも進行した。農地の所有構造について、労働市場の拡大に伴い、短期的には小作地の返還による自作率の上昇が進むと考えられる。しかし、長期的に地価が下がれば、農業の専業を目指す農家は、小作地を集積する規模拡大という戦略とは別に、借入小作地を買い入れて自作地化し、農業収益効率の向上を目指すという戦略をとることもできる。これを便宜的に自作専業化と呼んでおこう。したがって、規模拡大という中農標準化が進めば、小作地借入によって小作率が上がるが、自作専業化が進めば小作地の自作化によって自作率が上がる。このため、農業再編の方向がどちらに進むかによって、所有構造の変化も異なるであろう。

図 3 および図 4 は、北海道と沖縄を除いた全府県の経営規模と所有構造の推移である。いずれも実際には、短期的な変化と長期的な変化が入り交じって進行すると考えられるため、その推移から中農標準化や自作専業化が進んだと判断することは難しい。しかし、図 3 からは、0.5 町未満の零細層と 2 町以上の大農が減少し、0.5~2 町の中農が増加する中農標準化の傾向が確認できる。また、図 4 からは、1920 年代ごろから小作農家が減り、代わって自作や自小作農家が増える自作化の傾向が読み取れる。

## 6. 結論

本稿は、第 1 次大戦以降の労働市場の拡大が、農業労働力の流出や農地の再配分を通して農業の再編に与えた影響を、府県パネルデータを用いて定量的に検証した。その結果、非農家率や兼業農家率によって把握された労働市場の拡大が、(1) 米作付率の低下、(2) 小作争議の発生、(3) 小作料の下落、を促したことがわかった。このことは次のように解釈できる。労働市場の拡大は農業経営の機会費用を高め、農業労働力の流出を促した。それは同時に小作地需要を低下させ、小作料を下方に調整する圧力となった。しかし、農村の農地市場において、農業経営の機会費用の高まりによる離農の誘因と、家産・家業を存続させる農家規範による農業への固着の動機の狭間で発生した、小作料調整の過程の摩擦が小作争議として表面化した。そうした摩擦を伴いつつ、長期的には小作料の下落をみることによって農地の再配分が進み、中農標準化や自作専業化という農業の再編が進行したのである。

府県パネルデータを用いた本稿の定量分析は、労働市場の拡大が農業に与えた影響について、これまでの歴史研究で語られてきた事例分析の一般性を、マクロな俯瞰的な視点から確認できるという利点がある一方で、定量的に分析することによる、次のような問題点と限界も存在する。第 1 に、労働市場の拡大の指標とした非農家率と兼業農家率は、賃金動向を直接には反映しておらず<sup>17</sup>、兼業農家率は、(1) 定義が不明である、(2) 時系列方向では専業自作化を反映する、などの問題があり、労働市場の拡大を把握するときには問題が残る。

第 2 に、小作争議の件数には小作農の機会費用の高騰とは無関係の争議が件数に計上されており、小作争議要因の推計において、被説明変数にノイズが入っている。例えば、絶対的な所得の減少による生活防衛争議や、地主側の要因による争議も一定数混じっていると考えられるが、これらを切り分けることは資料上困難である。

第 3 に、労働市場以外の要因が、推計結果にバイアスをもたらす可能性がある。例えば、農民組合運動や、地主の「温情的支配」の衰退は、争議の発生を促すであろう。もし、労働市場の拡大が農民組合活動を活性化させたり、「温情的支配」を衰退させたりすることで、争議を多発させるとすれば、労働市場の拡大と争議発生の上に正の相関と因果関係を想定し得るものの、労働市場変数の係数は機会費用の高騰以外の効果を含み、上方バイアスを帯びている可能性がある。機会費用の高騰が争議の発生に与えた効果のみを取り出して識別するには、農民組合や地主の「温情」を反映する説明変数を加えればよいが、資料上の制約からそれは困難であった<sup>18</sup>。本稿の定量分析の結果には、以上のような問題点や限界が存在することに留意が必要である。

最後に、経済発展という観点から、本稿で扱った小作争議と農業の再編を位置づけておきたい。経済発展の過程では一般に労働市場の急拡大が見られ、農業労働力の流出が起こる。本稿が対象とした期間は、おそらく日本経済が史上初めて経験した労働市場の急拡大であった。それに対して、小作争議が多発し、特に 1920 年代の争議の多くが小作料の調整を巡る摩擦であったことを考えると、農地市場が円滑に機能したとは必ずしも言えない。ただし、それは農地市場が機能不全であったというよりは、家名・家産・家業の存続を追求する農家規範の存在が、規範を考慮した真の機会費用と客観的な市場の機会費用とを乖離させ、後者の騰貴にも関わらず農業や農地へ執着させたことが、小作料調整の困難の原因となった可能性を指摘しておきたい。むしろ、その後長期的には中農標準化と自作専業化が進み、再編された農業の主役である中農や自作専業農家が高生産力であったとすれば、農地市場は有効に機能したと評価し得るのではないだろうか。

---

<sup>17</sup> 賃金の府県パネルデータが作成できそうな資料としては農林省の『農作傭賃金統計』があるが、北海道、岩手、秋田、茨城、新潟、長野、静岡、三重、大阪、島根、広島、徳島、高知、福岡しかデータがなく、かつ 1925～1938 年しか時系列データが取れない。ちなみに、『農商務省統計』では、1918 年までしか府県別賃金データは掲載されていない。

<sup>18</sup> 農民組合活動を反映する系統的なデータ（例えば組合の存在や組合員数など）は 1925 年以降しか得ることができない。

以上の考察は、比較研究によって深めることができる。もし農家規範が小作争議の重要な要因で、かつそれが日本に固有であるならば、海外では同様の小作争議が見られにくいはずである。そうした農家規範と小作争議の発生、農地市場における小作料調整メカニズムに関する理論的なミクロ経済学的基礎づけも進められる必要がある。さらに、日本は、第2次大戦期と1960年代の高度成長期と、2度の労働市場の急拡大をみているが、その結果農業がどのように再編されたのかを本稿で扱った時期と比較することによって、日本農業の歴史的特徴を明らかにすることもできるだろう。こうした比較の視点に基づく小作争議と農地市場の分析は今後の課題である。

なお、本稿では府県レベルのパネルデータを用いたことにより、全国もしくは東西日本の地域レベルの宮本・ヤマムラ分析よりは、精度の細かい仮説検証が可能となった。しかし、例えば東北と近畿のように地域や府県の間で労働市場の事情は異なり、また同一府県内でも労働市場へのアクセスに差異がある可能性がある<sup>19</sup>。府県庁行政文書の『小作争議表』を使用すれば、争議1件ごとの発生地、日時、目的や地主・小作人双方の人数・要求などが判明するため、これを用いれば特定の府県内でより細かい郡レベルの分析が可能となる。現在、府県庁行政文書として『小作争議表』が残存している場合はそう多くないが、われわれは、本稿に続き、京都府、岡山県、岐阜県、群馬県についての郡レベルの分析を準備しつつある。

## 7. 文献

- 平野正裕（1995）「神奈川県の小作争議——1920年代～30年代の統計処理にもとづく俯瞰——」『横浜開港資料館紀要』第13号。
- 栗原百寿（1943）『日本農業の基礎構造』中央公論社。（『栗原百寿著作集第一巻 日本農業の基礎構造』校倉書房，1974として復刻）
- 栗原百寿（1949）「農業危機の成立と発展」『日本帝国主義講座』白日書院。（『栗原百寿著作集第三巻 農業危機と農業恐慌』校倉書房，1976として復刻）
- 黒崎卓（2001）『開発のミクロ経済学』岩波書店。
- 八田恵子（1997）「都市近郊の小作争議と小作地返還——1920年代前半の神奈川県，横浜周辺を中心に——」横浜近代史研究会・横浜開港資料館編『横浜の近代——都市の形成と展開——』日本経済評論社。
- 加瀬和俊（2002）「就業構造と農業」石井寛治・原朗・武田晴人編『日本経済史3 両大戦間期』東京大学出版会。
- 加用信文（1955）「農家兼業の概念」『農業総合研究』第9巻3号。

---

<sup>19</sup> 斎藤（1985，第4章）は、郡によって労働力移動のパターンが異なることを寄留統計を用いて検証している。

- 加用信文監修（1977）『日本農業基礎統計』農林統計協会.
- 加用信文監修（1983）『都道府県農業基礎統計』農林統計協会.
- 平野正裕（1995）「神奈川県の小作争議——1920年代～30年代の統計処理にもとづく俯瞰——」『横浜開港資料館紀要』第13号.
- 宮本又郎，コウゾウ・ヤマムラ（1981）「両大戦間期小作争議の数量分析への一試論」中村隆英編『戦間期の日本経済分析』山川出版社.
- 中島千尋（1983）『農家主体均衡論』富民協会.
- 日本勸業銀行調査部（1946）『田畑売買価格及小作料調（昭和19年3月・昭和20年3月現在）』
- 西田美昭（1968）「小農経営の発展と小作争議」『土地制度史学』第38号.
- 農林省農務局（各年）『小作調停年報』
- 農林省農務局（各年）『小作年報』
- 農林大臣官房統計課編纂『我が国農家の統計的分析—昭和13年9月1日全国農家一斉調査報告—』1941年.
- 農林省農林経済局統計情報部（1974）『農業経済累年統計』第1巻，農林統計協会.
- 農商務省（1915～35）『農事統計表』
- 農商務省農務局（1922）『地方副業主任者会議要録（大正十年九月開催）』
- 農商務省（1922）『小作争議ニ関スル調査』
- 大川一司・篠原三代平・梅村又次編（1967）『長期経済統計8 物価』東洋経済新報社.
- 大川一司・篠原三代平・梅村又次編（1966）『長期経済統計9 農業』東洋経済新報社.
- 坂根嘉弘（1990a）『戦間期農地政策史研究』九州大学出版会.
- 坂根嘉弘（1990b）「『農民的小商品生産』概念について」『歴史学研究』第608号.
- 斉藤修（1998）『賃金と労働と生活水準——日本経済史における18-20世紀——』岩波書店.
- 清水洋二（1987）「中農標準化傾向と農民経営」椎名重明編『ファミリー・ファームの比較史的研究』御茶の水書房
- 新保博（1995）『近代日本経済史』創文社.
- 須永芳頭（1968）「戦前における中農標準化について」大塚久雄ほか編『資本主義の形成と発展』東京大学出版会.
- 武田晴人（1985）「労使関係」大石嘉一郎編『日本帝国主義史I』東京大学出版会.
- 田崎宣義（1988）「都市化と小作争議——都市発展説序説——」『一橋大学研究年報社会学研究』第26号.
- 帝国農会（1922）『調査彙報』，第1輯.
- 帝国農会（1923～1924）「農業雇労働調査」（一）～（五），『帝国農会報』13-10,11,14-2,3,4.
- 帝国農会（1929）『大正十五年度小作地返還面積ニ関スル調査』
- 暉峻衆三（1970）『日本農業問題の展開』上，東京大学出版会.
- 友部謙一（2007）『前工業化日本の農家経済——主体均衡と市場経済』有斐閣.

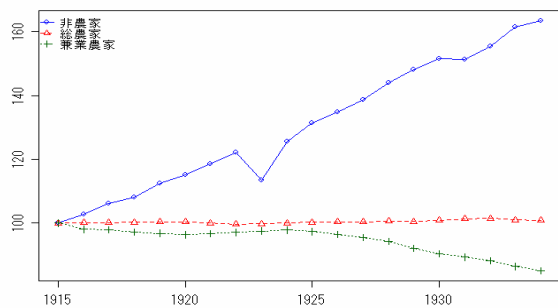


図1 非農家・総農家・兼業農家戸数の推移  
注) 北海道・沖縄を除く。1915を100とした相対値。

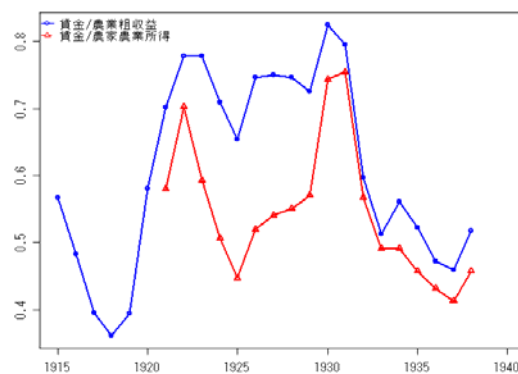


図2 農外賃金と農業所得の比率

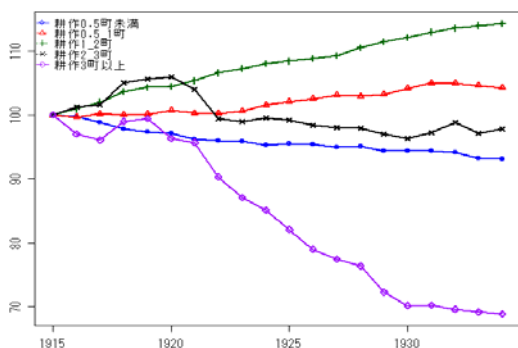


図3 経営規模の推移(全国)

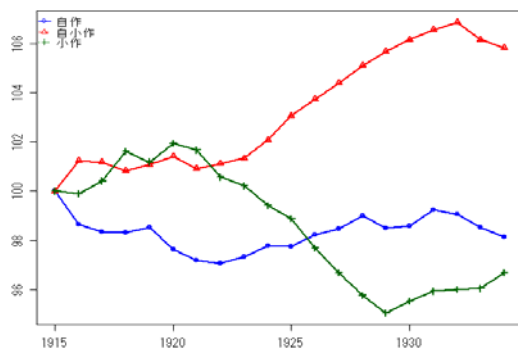


図4 土地所有構造の推移(全国)



表1. 兼業農家率の固定効果推計(1915~1929)

被説明変数: 兼業農家率

	(1)	(2)	(3)
	全府県	近畿	東北
自作戸率	-25.604 (10.434)**	-77.226 (18.131)***	-65.955 (56.539)
自小作戸率	-5.319 (9.016)	-18.532 (9.112)**	-28.727 (51.795)
定数項	40.209 (5.706)***	66.804 (6.511)***	61.658 (36.234)*
N	703	90	90
府県数	47	6	6
R2	0.01	0.21	0.02

括弧内は標準誤差

\*, \*\*, \*\*\*: 10%, 5%, 1%水準で有意

表2. 労働市場変数と農業賃金の相関係数(府県レベル, 1922)

	脱農率	非農家率	兼業農家率
争議指数	0.243 *	0.357 **	0.380 ***
土地返還率	0.191	0.191	0.107
脱農率(1917~22)	1.000	0.265 *	0.180
非農家率	0.265 *	1.000	0.210
兼業農家率	0.180	0.210	1.000
賃金: 日雇, 男, 稲作期	0.333 **	0.411 ***	0.303 **
賃金: 日雇, 男, 養蚕期	0.410 ***	0.365 **	-0.061
賃金: 日雇, 男, その他	0.385 **	0.583 ***	0.068
賃金: 日雇, 女, 稲作期	0.107	0.266 *	0.245
賃金: 日雇, 女, 養蚕期	0.122	0.301 *	0.133
賃金: 日雇, 女, その他	0.225	0.443 ***	-0.052
賃金: 季節雇, 男, 稲作期	0.458 ***	0.442 ***	0.289 *
賃金: 季節雇, 男, 養蚕期	0.291 *	0.128	0.080
賃金: 季節雇, 男, その他	0.479 ***	0.539 ***	0.105
賃金: 季節雇, 女, 稲作期	0.366 **	0.325 **	0.328 **
賃金: 季節雇, 女, 養蚕期	0.193	0.150	0.191
賃金: 季節雇, 女, その他	0.307 *	0.462 ***	0.133
賃金: 年雇, 男	0.367 **	0.218	0.159
賃金: 年雇, 女	0.325 **	0.208	0.181

出所) 土地返還: 帝国農会(1922)『調査彙報』, 第1輯.

賃金: 帝国農会(1923~1924)「農業雇労働調査」(一)~(五)

『帝国農会報』13-10, 11, 14-2, 3, 4.

その他: 加用編『都道府県別農業基礎統計』.

注) 府県レベル. 土地返還率は1921年の田畑小作地面積に対する比率.  
脱農率は1917~22年の変化率.

表3. 農商務省『小作争議二関スル調査』(大正11年)にみる機会費用争議

府県名	記 事	備 考	出 典
静岡	当地ハ小作料高キ/ミナラス浜松市ニ労働二行クモノ多ク農業ヲ輕視スルニ至リ小作料ノ輕減及代金換算方法ノ改正ヲ要求シ地主容易ニ応セズ本郡長ハ左ノ調停条件ヲ提示シ円満ニ解決ス	浜名郡芳川村	其ノ1
福岡	(2)小作人数ニ比シ土地狭少ニシテ且大地主ノ存スル為土地分配悪シク地主ノ権力小作人ニ優越シ近時副業及商工鉅業ノ盛トナリシ為小作人ノ力漸ク強クナリシコト(筑後地方)	「三 紛争ノ主ナル原因」より	其ノ1
大分	(2)農業収益少ナキニ比シ工場、炭坑等ノ労働賃金ノ為出稼者ノ増加又ハ荷馬車輓出稼等小作人ノ転業又ハ農業以外ノ副業多クナリタルコト	「三 紛争ノ主ナル原因」より	其ノ1
京都	尚ホ丹後地方ニ於テハ著シキ不作ナカリシニ拘ラス與謝郡加悦町附近ニ二、三小争議ヲ見タリシカ、是主トシテ同地方カ丹後縮緬ノ機業地ナルカ為メニ農業勞力不足シ、且ツ機業ノ發展ニ伴ヒ農民ノ生活モ向上シ之ト同時ニ農業利益ノ稀少ナルカ為メニ農業ヲ顧ミルモノ少キニ至リシニ起因スルモノナリ	「三 紛争ノ主ナル原因」より	其ノ2
京都	即チ本村ハ京都市及伏見町ニ近ク大阪市ニモ亦遠カラズ、阪神地方労働運動ノ影響ヲ受ケルコト尠少ナラス、小作人ハ漸次封建時代ノ思想ヲ脱シテ經濟的ニ自覺ノ途ニ就キ加フルニ附近都市ニ於ケル労働力ノ需要ハ漸次小作人ヲシテ農業ヲ輕シスルノ風潮ヲ生ミ此所ニ小作争議ノ根本原因ヲ生ジタリ	綴喜郡有智郷村	其ノ2
大阪	近年ニ於ケル一般物価ノ騰貴、農具、肥料等ノ騰貴ハ著シク農業者ノ負担ヲ過重ナラシムルニ拘ラス農産物価格ノ騰貴ハ之ト其ノ歩調ヲ一ニセス且ツ労働賃銀ノ著シキ騰貴ハ愈々農業ノ利益ヲ稀少ナラシメタル結果、独リ小作人ノミナラス一般ニ農業者ノ農業ニ対スル執着心ハ漸次稀薄トナリツハアルニ大阪府ハ大阪府近郊ノ交通機關他ノ都市ニ比シ著シク発達シ居ルカ為メ、府下小作人ノ市内及近郊ノ各種工場ニ通ヒ容易ニ其ノ労働ヲ売ル得ルノ結果、小作争議ヲ誘起シ易キ状態ニアリ	「一 府下一般ノ状況」より	其ノ2
神奈川	開戦以來財界ノ好況思想ノ發達ニ基キ小作人ハ大ニ自覺シ小作經營ノ不利ナルヲ認メ農業ヲ輕視シ団体ノ力ヲ以テ地主ニ小作料ノ輕減ヲ要求スルニ至リ殊ニ都會地、工場地附近ニ於テハ開戦以來男女ノ間ハス壯者ハ収入多キ工業方面ニ吸収セラレ農村ニハ老幼ノミ止ル有様ニテ小作人ハ昔ヨリ情誼ニ絡マレ義理ニ小作シ居レハ自己ノ生計樹タストナン漸次土地返還ヲナスモノ多ク地主モ自作スルニハ勞力ナク畑地ハ山林トナスモ水田ニハ植樹ヲナスコトモ出来ス不得已小作料ハ何程ニテモ宜シキ故小作シ具レト無理ニ頼ミ小作米ハ小作人ノ持テ来ル儘ニテ地主ハ如何	「一 紛争ノ沿革」より	其ノ2
神奈川	(七)思想ノ發達並工業ノ發展等ニヨリテ収益少ナキ農業ヲ輕視シ小作料ノ輕減ヲ要求スルニ至レル事	「三 紛争ノ原因並ニ紛争地方及其ノ範圍」より	其ノ2
兵庫	斯ノ如クニシテ造船所ノ賃金ニ生活ノ保障ヲ得、且ツ工業労働者ニ接シ思想上ノ影響ヲ受ケタル農民ハ大正八年農業ノ不利ナル理由トシ小作料ノ減額ヲ地主ニ要求シ茲ニ小作紛争ヲ惹起スルニ至レリ	「一 紛争ノ沿革」より	其ノ2
埼玉	(四)織物其ノ他ノ副業盛ナルコト 北埼玉郡其ノ他群馬ニ接スル地方ニ於テハ賃機其ノ他足袋等ノ織物盛ニシテ賃機ノ収入ノ如キ一ヶ月四五十円ニモ上ルヲ以テ農業ヲ輕視スルニ至レルコト/(五)耕地面積過剰ナルコト 北埼玉郡其ノ他ノ平坦地方ニテハ水田面積多ク殊ニ近時副業ノ發達其ノ他労働賃銀騰貴ノ結果農業ヲ棄テ、他へ転ズルモノアリ從テ自然耕作ノ過剩ヲ来セル為小作人ノ腰強キコト	「三 紛争ノ主ナル原因」より	其ノ2
栃木	要スルニ本県ニ於ケル紛争地ハ足利市、栃木町ノ機織業ノ盛ナル地方ニシテ此ノ地方ハ機織収入多ク一ヶ月四五十円ノ収入ハ普通ナルカ如シ、然ルニ農業ニ於テハ一箇年孜々トシテ働クモ一反歩ノ小作田ニテ漸ク二俵内外ノ収入ヲ得ルニ過キスレヨリ勞力、肥料等ノ諸経費ヲ差引ク時ハ欠損ヲ生スルカ如キ有様ナレハ農業ヲ輕シ殊ニ昔時ハ農民ハ自家用ノ米ハ自家ニテ作り度イト云フ思想ナリシモ現今ニテハ米ハ何処カラテモ買入レルコトカ出来ルカラ強イテ不利ナル小作ヲナスノ要ナシト云フ意見ヲ有スルニ至リタレハ…	「一 紛争ノ沿革」より	其ノ2
愛知	從來ノ争議力不作ヲ原因トセルカ昨年モ亦暴風雨又ハ電害ヲ原因トセルモ、多クハ農業労働力他ノ労働ニ比シテ甚タ不便ナリトノ觀念又ハ農業其ノモノカ他ノ職業ニ比シテ利益甚タ少シトノ觀念カ根底ヲナシ不作ハ偶々小作人ノ主張ニ動機ヲ与ヘタルニ過キサルナリ	「三 原因」より	其ノ2
山梨	(四)郡内地方(主トシテ南都留郡)ニ於テハ機業盛ナル為農業ニ不熱心ニシテ從ツテ收穫量遞減シ之カ為小作料ノ減免ヲ要求スルニ至ルコト	「三 紛争ノ主ナル原因」より	其ノ2
岐阜	(ホ)工業發達シ岐阜、名古屋其ノ他ノ都市ニ有利ナル被雇口アルコト	「三 争議ノ原因」より	其ノ2
石川	別ニ影響トシテ認ムヘキモノナキモ当地方ハ石川県ニ於ケル機業地ナル為一般ニ勞力欠乏シ又農業ノ不利ナルヲ感シ…	江沼郡南郷村	其ノ2
和歌山	其ノ間争議トシテ著シキモノノ起リタル事例殆ト無ク近年都市商工業ノ勃興ト副業ノ發達トヲ見ルニ至リ始メテ二三ノ争議ヲ見タルニ過キス(即チ大正六年ニ一件、大正七年ニ二件、大正八年ニ一件ニシテ而モ皆不作ニ原因シ工業及副業地方タル海草郡及有田郡ノ二郡ニ之ヲ見タルニ過キス)	「一 争議ノ沿革」より	其ノ2
愛媛	当部落ハ工業ノ盛ナル今治市ノ近傍(約半里)ニアリ工業界モ今や經濟界變動ノ影響ヲ受ケ稍ヤ不況ノ狀況ニアリト雖工業労働賃金ハ未ター一円五十錢ヲ降ラス小作農ニ比シテ有利ナルヲ見ルナリサレハ小作人等ハ有利ナル今治ノ工場ニ走ラントスルノ傾向ヲ有シ小作料ノ減額要求ニ出スルハ當然ノ途行キナリト云フヘシ	越智郡日高村大字高橋	其ノ2

出所) 農商務省農務局『小作参考資料 小作争議ニ関スル調査』其ノ1、其ノ2、1922年。

注) 下線部は原本の誤字を修正。/は段落。

表4. 原因別土地返還面積(1926)

原因	面積(町)	割合
小作争議	259.27	2.2%
小作料値上	64.84	0.5%
収支不償	1207.01	10.1%
転業	378.24	3.2%
離村	288.6	2.4%
経営労力ノ変動	1004.82	8.4%
経営方法ノ変更	803.92	6.8%
地目変換	1286.28	10.8%
小作地関係	645.98	5.4%
土地所有権者移動	5615.71	47.2%
其他	345.07	2.9%
合計	11899.74	100.0%

出所) 帝国農会(1929)『大正十五年度小作地返還面積ニ関スル調査』。  
 注) 原因が判明しない大分県を除く。期間は、1926年6月～1927年5月末。

表5. 農商務省『地方副業主任者会議要録』にみる副業と農業の関係

府県	記事	ページ
大阪府	各種副業ノ経営ニヨリ多大ノ利益ヲ得女子ト雖一日一円乃至二円ノ取得易々タルモノアリ殊ニ硝子玉ノ製造ノ如キハ一日工賃十円ヲ下ラサルモノアルノ好況ヲ示シタルモノヲ以テ動モスレハ <b>本業ニ悪影響ヲ及ボサントスル</b> 傾向ヲ示シ	37
栃木県	(燃糸)大正七年下半年ヨリ九年二月頃迄好況ヲ繼續セリ就中八年下半年ハ其最盛期ニシテ一日賃金二円(従業時間約十五時間)ニ当リ為メ <b>本業タル農業ハ殆ト願ミラレサル有様</b>	63
福岡県	大正四年以來北九州ニ於ケル鋳工業ノ発達ハ労働者ヲ迎フルコト甚急ニシテ其労働賃銀他ニ比シ高率ナル為工場附近ノ農村ハ元ヨリ遠ク筑後地方ノ農村ヨリ出稼スル者多数ニ上リ <b>農業経営上支障ヲ來ス</b>	168

出所) 農商務省農務局(1922)『地方副業主任者会議要録(大正十年九月開催)』

表6. 米作付率の固定効果推計(1915~1929)

被説明変数: 米作付率

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	府県内	府県内	府県内	府県間	府県間	府県間
非農家戸数(%)	-0.118 (0.024)***		-0.123 (0.025)***	-0.044 (0.007)***		-0.044 (0.007)***
兼業農家戸数(%)		-0.034 (0.029)	-0.035 (0.030)		0.028 (0.016)*	0.001 (0.016)
定数項	102.376 (1.012)***	98.410 (0.873)***	103.625 (1.474)***	99.329 (0.311)***	96.565 (0.494)***	99.299 (0.507)***
N	696	703	695	696	703	695
府県数	47	47	47			
年次数				15	15	15
R2	0.03	0.00	0.04	0.05	0.00	0.05

括弧内は標準誤差

\*, \*\*, \*\*\*: 10%, 5%, 1%水準で有意

表7. 小作争議発生時の固定効果推計(全府県, 1917~1929)

被説明変数: 小作争議指数

パネルA: 府県内		(1)	(2)	(3)
米反収		-0.421 (0.138)***	-0.370 (0.138)***	-0.407 (0.138)***
米価		-0.018 (0.006)***	-0.030 (0.006)***	-0.018 (0.006)***
籾価		-0.002 (0.002)	-0.004 (0.002)***	-0.002 (0.002)
非農家戸数(%)		0.048 (0.009)***		0.051 (0.009)***
兼業農家戸数(%)			0.007 (0.009)	0.019 (0.010)**
定数項		-0.222 (0.576)	1.950 (0.439)***	-0.934 (0.681)
N		604	609	603
府県数		47	47	47
R2		0.13	0.08	0.13

括弧内は標準誤差

\*, \*\*, \*\*\*: 10%, 5%, 1%水準で有意

パネルB: 府県間		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
米反収		0.592 (0.089)***	0.539 (0.092)***	0.560 (0.092)***	0.250 (0.087)***	0.260 (0.087)***	0.256 (0.089)***
非農家戸数(%)		0.015 (0.002)***		0.014 (0.002)***	0.006 (0.002)***		0.004 (0.002)**
兼業農家戸数(%)			0.010 (0.004)***	0.005 (0.003)		-0.000 (0.003)	0.005 (0.004)
非農家戸数(%)*近畿					0.014 (0.001)***		0.020 (0.003)***
非農家戸数(%)*東北					-0.003 (0.002)		0.004 (0.005)
兼業農家戸数(%)*近畿						0.022 (0.002)***	-0.009 (0.005)*
兼業農家戸数(%)*東北						-0.005 (0.002)**	-0.009 (0.006)
定数項		-1.355 (0.178)***	-0.938 (0.176)***	-1.438 (0.185)***	-0.419 (0.183)**	-0.181 (0.174)	-0.508 (0.197)**
N		604	609	603	604	609	603
年次数		13	13	13	13	13	13
R2		0.20	0.09	0.20	0.34	0.26	0.34

括弧内は標準誤差

\*, \*\*, \*\*\*: 10%, 5%, 1%水準で有意

表8. 小作争議発生の固定効果推計(近畿, 1917~1929)

被説明変数:小作争議指数

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
米反収	-1.762 (0.615)***	-1.814 (0.681)***	-1.505 (0.574)**	0.885 (0.527)*	0.658 (0.620)	0.888 (0.505)*
米価	-0.005 (0.037)	-0.093 (0.036)**	-0.005 (0.034)			
繭価	0.002 (0.009)	-0.017 (0.009)*	0.002 (0.009)			
非農家戸数(%)	0.317 (0.070)***		0.357 (0.066)***	0.033 (0.006)***		0.034 (0.006)***
兼業農家戸数(%)		0.237 (0.108)**	0.323 (0.092)***		0.030 (0.017)*	0.036 (0.014)**
定数項	-12.853 (5.096)**	0.093 (4.423)	-27.364 (6.267)***	-2.617 (1.233)**	-1.354 (1.500)	-3.985 (1.300)**
N	78	78	78	78	78	78
府県数	6	6	6			
年次数				13	13	13
R2	0.37	0.23	0.47	0.33	0.06	0.39

括弧内は標準誤差

\*, \*\*, \*\*\*: 10%, 5%, 1%水準で有意

表9. 小作争議発生の固定効果推計(東北, 1917~1929)

被説明変数:小作争議指数

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
米反収	0.714 (0.381)*	0.790 (0.397)*	0.718 (0.397)*	0.416 (0.186)**	0.478 (0.188)**	0.476 (0.190)**
米価	-0.017 (0.012)	-0.023 (0.012)*	-0.017 (0.012)			
繭価	-0.002 (0.003)	-0.003 (0.003)	-0.002 (0.003)			
非農家戸数(%)	0.023 (0.016)		0.023 (0.016)	0.011 (0.007)		0.002 (0.010)
兼業農家戸数(%)		0.002 (0.014)	0.000 (0.014)		-0.009 (0.004)**	-0.008 (0.006)
定数項	-1.471 (1.077)	-0.595 (1.110)	-1.492 (1.260)	-1.021 (0.465)**	-0.469 (0.347)	-0.545 (0.581)
N	78	78	78	78	78	78
府県数	6	6	6			
年次数				13	13	13
R2	0.20	0.18	0.20	0.09	0.12	0.12

括弧内は標準誤差

\*, \*\*, \*\*\*: 10%, 5%, 1%水準で有意

表10. 田小作料の固定効果推計(全府県, 1921~1929)

被説明変数:田小作料

パネルA:府県内						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
米反収	0.002 (0.024)	-0.013 (0.023)	0.000 (0.023)	0.019 (0.023)	0.005 (0.022)	0.016 (0.023)
非農家戸数(%)	-0.003 (0.002)*		-0.004 (0.002)**	-0.002 (0.002)		-0.003 (0.002)
兼業農家戸数(%)		-0.003 (0.002)*	-0.004 (0.002)**		-0.003 (0.002)	-0.003 (0.002)*
前年小作争議指数				-0.031 (0.007)***	-0.031 (0.007)***	-0.030 (0.007)***
定数項	0.987 (0.076)***	0.980 (0.073)***	1.150 (0.108)***	0.923 (0.075)***	0.946 (0.071)***	1.059 (0.107)***
N	420	422	420	420	421	420
府県数	47	47	47	47	47	47
R2	0.01	0.01	0.02	0.06	0.06	0.07

パネルB:府県間						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
米反収	0.297 (0.022)***	0.276 (0.021)***	0.279 (0.022)***	0.297 (0.023)***	0.287 (0.022)***	0.282 (0.023)***
非農家戸数(%)	-0.001 (0.000)***		-0.002 (0.000)***	-0.001 (0.000)***		-0.001 (0.000)***
兼業農家戸数(%)		0.002 (0.001)***	0.003 (0.001)***		0.003 (0.001)***	0.003 (0.001)***
前年小作争議指数				-0.000 (0.009)	-0.016 (0.009)*	-0.003 (0.009)
定数項	0.350 (0.043)***	0.264 (0.041)***	0.305 (0.044)***	0.350 (0.047)***	0.246 (0.044)***	0.299 (0.048)***
N	420	422	420	420	421	420
年次数	9	9	9	9	9	9
R2	0.32	0.35	0.34	0.32	0.34	0.34

括弧内は標準誤差

\*, \*\*, \*\*\*: 10%, 5%, 1%水準で有意